

第5章 創造性と個性を大切にした教育・文化を育てます

5-1 生涯学習社会の確立

【現況と課題】

平均寿命の伸びにより、一人ひとりの人生が長くなっています。少子・高齢化や地域共同体の衰退、雇用の悪化や情報通信技術の発達、国際化の進展など、社会情勢の変化により個人の生活を取り巻く状況が大きく変化しています。

こうした状況にあって、より充実した人生を送るには、生涯を通じた新しい知識・技術の習得や問題解決能力を高めるための学習が不可欠です。生涯学習は、生涯にわたって学ぶことで、より豊かで生きがいの持てる人生を送ることができるようにするための営みであり、人生設計・自己実現の基本となるものです。また、学校教育や社会教育はもちろん、すべての行政分野、さらには民間企業やカルチャースクールなどを含む、範囲の広いものです。

町には、住民がこれらのことについて学ぶ権利を保障しながら、各種の学習機会を提供し、住民一人ひとりの充実した人生を支援する役割が求められています。今後も、町政全体の課題と捉え、強力で推進することが課題となります。

【基本方針】

□すべての人々が生涯を通していつでも、どこでも学ぶことができるよう、生涯学習の環境充実に努めます。

□生涯の各時期に応じたさまざまな学習機会の提供、組織や機関を超えた推進体制の確立に努めます。

【施策の方向性】

1 生涯学習環境の充実

◇住民が生涯学習活動に取り組むため、各種施設の整備・拡充に努めます。

◇各種施設の連携を進め、事業の効果的運営を図ります。

◇生涯学習関連施設として、各行政区の集会施設を、地域の生涯学習施設として活用します。

2 生涯学習機会の提供

◇県内外の学習情報システムや印刷物、広報誌などを活用して、生涯学習に関するさまざまな情報を提供します。

◇住民各層の課題に応じた多様なテーマの学習機会を提供します。

◇生涯学習のための各種事業を推進し、住民の自主的学習活動を支援します。

3 生涯学習推進体制の確立

◇全庁的に生涯学習推進施策を推進するため、各課の連携を強化します。

◇各種の団体・機関などとの連携を図ります。

◇住民の生涯学習活動を支える専門職員の養成・確保を図ります。

◇生涯学習に関する指導・相談体制の充実・強化を図ります。

◇生涯学習に関するボランティアの育成・活用を図ります。

【施策一覧】

施策名	実施主体	主な内容・計画・事業等
生涯学習環境の充実	町 町 町・行政区	○各種施設の整備・拡充 ○各種施設の連携推進 ○地域集会施設の活用
生涯学習機会の提供	町 町 町	○生涯学習に関する多様な情報の提供 ○住民各層に対応した学習機会の提供 ○住民の自主的活動の推進
生涯学習推進体制の確立	町 町 町 町 町	○各課の連携強化 ○各種の団体・機関との連携 ○生涯学習を支える専門職員の養成・確保 ○指導・相談体制の充実・強化 ○生涯学習関連ボランティアの育成・活用

5-2 質の高い学校教育の推進

(1) 幼児教育

【現況と課題】

本町の公立幼稚園は、1964年(昭和39年)に3園が開園され、1978年(昭和53年)から4歳児保育を開始し、2年保育となりました。女性の社会進出や少子化の進展などによる社会状況の変化に対応するため、1993年(平成5年)に「邑楽町幼稚園教育振興計画」を策定し、幼稚園教育における具体的施策の推進を図りました。しかし、家庭や地域において同年代の幼児による集団での遊び、自然とのふれあいをはじめとする直接体験など、幼児期の大切な学習の機会や場が得にくい状況になりました。それとともに、幼稚園教育に対する保護者の期待も高まり、1995年(平成7年)から3歳児の受け入れを開始し、3年保育となりました。2007年(平成19年)には、新しい幼稚園教育要領の趣旨に基づいて、教育時間の終了後に行う教育活動(あずかり保育)をスタートさせ、子育て支援の機能を充実させました。

各幼稚園では、心豊かで主体的に活動できる幼児の育成を目指しているところであり、さらにきめ細かな指導を推進する必要があります。

今後とも、一人ひとりの幼児が発達に必要な経験を得られるよう、組織的、計画的な指導を図っていく必要があります。

幼稚園の年齢別就園状況(公立幼稚園 3)

単位：(人,%)

区 分	2006年度 (平成18年度)	2007年度 (平成19年度)	2008年度 (平成20年度)	2009年度 (平成21年度)	2010年度 (平成22年度)
定員数	640	640	640	640	540
入園児数	372	370	362	371	349
3歳児	120	119	115	123	102
4歳児	128	122	125	122	123
5歳児	124	129	122	126	124
利用率	58.1	57.8	56.6	58.0	64.6

(注)入園児数は各年度5月1日現在

(資料：学校教育課)

【基本方針】

- 幼児の発達にとって欠くことのできない「遊びを通したさまざまな体験」を基本に、幼児教育を推進します。
- 幼児教育の核となる、幼稚園経営や指導に関して、一層の充実を図ります。

【施策の方向性】

1 幼稚園経営の充実

(1) 教育内容と体制の充実

- ◇自然体験、協働体験の充実などの特色ある教育課程の編成、学級定員の見直しを行い、教育内容の改善・充実を推進します。
- ◇園内研修・合同研修の実施などにより、指導方法の改善・充実に努めます。
- ◇職員の適切配置を図るとともに、養護教諭の新規配置を引き続き検討します。また、幼児の発達にかかわる相談のための体制を充実します。
- ◇就園の奨励、未就園の幼児に対する幼稚園開放などを引き続き推進します。

(2) 健康・安全管理の充実

◇幼児の健康と安全を確保するため、環境衛生の向上、園内外での事故や犯罪防止のための管理徹底と設備の充実に努めます。

◇幼児の障害の早期発見と適正な措置に努めます。

2 家庭・地域社会・小学校及び保育園との連携充実

◇親子が一緒に参加する体験型教室の開催により、共に学びあう機会を拡大します。

◇子育て相談の実施や遊び場の提供などで、地域に開かれた幼稚園づくりを引き続き推進します。

◇家庭・地域社会・小学校・保育園との間で連携を深め、地域が一体となった幼児教育を推進します。特に、相互参観や資料交換により小学校との連携を引き続き強化します。

◇園経営の改善や職員の資質向上のため、「学校評価」や「学校評議員制度」を本格実施・活用します。

【施策一覧】

施策名		実施主体	主な内容・計画・事業等
幼稚園経営の充実	教育内容と体制の充実	町 町 町 町 町 町 町 町	○特色ある教育課程の編成と実施 ○学級定員の見直し ○園内研修の充実 ○3園による合同研修会の充実 ○職員の適正配置 ○養護教諭の新規配置 ○幼児相談・発達相談活動の実施 ○就園の奨励 ○未就園の幼児に対する幼稚園開放の推進
	健康・安全管理の充実	町 町	○環境衛生や事故・犯罪防止のための管理徹底 ○幼児の障害の早期発見と適正措置
家庭・地域社会・小学校及び保育園との連携充実		町 町 町 町 町	○親子が一緒に参加する体験型教室の開催による交流機会の拡大 ○あずかり保育の拡大と教育活動の充実 ○子育て相談の実施や遊び場の提供 ○家庭・地域社会・小学校・保育園との連携強化 ○幼保一元化に向けた調査研究 ○「学校評価」「学校評議員制度」の本格実施

(2) 義務教育

【現況と課題】

本町には小学校が4校、中学校が2校あり、2002年度(平成14年度)より現行の「学習指導要領」による教育課程、「完全学校週5日制」を実施しています。

その間、いわゆる「ゆとり教育」の見直しの動き、少子化のさらなる進行、学校の安全性確保の必要性の高まりなど、子どもを取り巻く環境はさらに大きく変化を続けてきました。それらを背景に改訂された新しい学習指導要領が、2011年度(平成23年度)から小学校で、2012年度(平成24年度)から中学校でそれぞれ完全実施となり、学習内容と時間の増加に合わせた新しい教育課程の編成を進めています。

これまで小・中学校では、学校評価を導入し、保護者や地域住民と連携・協力しながら教育の質の向上を図ってきました。さらに、人事評価制度が導入され、学校の活性化と教職員の資質の向上を図っています。

今後も、地域・学校の実態を踏まえながら、「魅力ある学校づくり」、「確かな学力と学ぶ意欲の向上」、「豊かな心の成長の支援」などに努めていく必要があります。具体的には、学力向上のための多様な取り組みに加えて、児童・生徒の問題行動への対処、基礎体力の向上、地域に開かれた学校づくりと安全管理の両立など、引き続き幅広い観点から施策を進める必要があります。

また、栄養のバランスのとれた食事を提供することにより、児童・生徒の健康と体位の向上を図り、健康な生活を送る基礎を培うため、学校給食を実施しています。今後も引き続き、子どもたちが食に関する正しい知識と望ましい食習慣を身に付けることができるよう、学校において積極的に食育に取り組んでいくことが必要です。さらに「地産地消」の考え方を基本にした地域との連携を図るなど、食事環境の充実が必要となります。

【基本方針】

- 「児童生徒一人ひとりに生きる力を培う教育」の理念のもと、生涯学習の基礎を培う場として、教育指導に努めます。
- 学校運営に関するビジョンの明確化、教育内容と指導方法の改善・充実などを図ります。
- 基礎的・基本的な内容の定着を図る一方で、体験的な学習や問題解決的な学習を促進するなど、「個」と自主性を重視した教育を推進します。
- 学校評価や人事評価制度の活用により、総合的視点に基づいた学校組織の活性化や人材活用の見直し、教職員の指導力の向上などを推進します。

【施策の方向性】

1 教育内容の充実

(1) 指導内容・方法の改善

- ◇一人ひとりの学力の向上を図り、生きる力を培う教育を推進するために、「個」に応じたきめ細かな指導を可能とするティーム・ティーチング(=複数の教員が役割を分担し、協力し合いながら指導計画を立て、指導する方式)や少人数学習を推進し、指導方法や体制の改善・確立に努めます。
- ◇中学校英語教育、小学校英語活動の一層の充実と国際理解教育を推進するため、英語指導助手を幅広く活用します。

(2) 生徒指導の充実

- ◇児童・生徒の健全育成指導を推進するため、心の発達に対応した適切な指導援助の充実を図ります。
- ◇不登校やいじめ・非行等防止対策の充実を図るため、指導方法の研究支援を行い、関係機関との連携を密接にします。

(3) キャリア教育の展開

- ◇進路選択の時点のみならず、日常の教育において、進路や職業に関する学習機会を提供します。
- ◇「人間としての生き方教育」であるという観点に立ち、主体的な自己選択能力が育成されるよう留意します。
- ◇進路指導・職場体験学習の充実、学校・家庭・地域社会との連携の充実などを図ります。

(4) 特別支援教育の充実

- ◇障害に応じた児童・生徒の適正な就学を図るために、就学指導委員会の充実を図ります。
- ◇障害の状況や特性、発達段階などを的確に把握して個別の指導計画や教育支援計画を作成し、「個」に応じた指導の充実に努めます。

(5) 就学援助の推進

- ◇経済的理由で就学困難な児童・生徒に対し、就学に必要な経費の一部を援助します。
- ◇特別支援学級在籍者に対して経費の一部を援助し、特別支援教育での就学を奨励します。

2 学校運営の充実

- ◇新しい学習指導要領の趣旨を踏まえ、学校の創意工夫を生かした教育課程の編成・実施・評価に努めます。
- ◇「学校評価」や「学校評議員制度」を生かし、保護者や地域と連携・協力した学校運営を展開します。
- ◇「人事評価制度」の導入により、組織の活性化と教職員の指導力の向上を図ります。
- ◇地域の人材を幅広く活用し、総合的に学校を支援するため「学校支援センター」を設置します。

3 学校給食の充実

- ◇学校給食センターの運営については、栄養基準を勘案し、小・中学校や幼稚園などの系統別の給食の配食を推進します。
- ◇食器などを、適切に管理することで安全性を確保するとともに、定期的な改善を図ります。
- ◇食生活の変化や多様化を踏まえ、アンケートなどの意向把握を行い、献立に反映させます。
- ◇給食事業の今後のあり方について調査・研究に取り組みます。
- ◇新しい学校給食センター建設に伴い、試食、研修、見学等の教育機能の充実した施設整備を行います。
- ◇関係機関と連携を図り、食育の推進に努めます。
- ◇アレルギー対応食の調査、研究に取り組みます。
- ◇地場産農産物の使用推進に努めます。

【施策一覧】

施 策 名		実施主体	主な内容・計画・事業等
教育内容 の充実	指導内容・方法の改善	町	○ティーム・ティーチングや少人数学習による指導充実
		町	○指導助手充実
		町	○ボランティア活動への参加促進
		町	○福祉・環境・人権教育の充実
		町	○英語指導助手の活用
	生徒指導の充実	町	○教育相談、進路相談活動の充実
	キャリア教育の展開	町	○職場体験学習の充実
	特別支援教育の充実	町	○障害に応じた教室の充実
	就学援助の推進	町	○要保護、準要保護就学援助費の支給及び特別支援教育就学奨励費の支給充実
学校運営の充実		町	○情報通信技術の活用
		町	○校内授業研究会・公開授業参観の充実
		町	○「学校評価」や「学校評議員制度」の充実と「人事評価制度」の実施
		町	○学校施設の積極的開放
		町	○学校支援センターの設置
学校給食の充実		町	○食器類の改善
		町	○アンケートの実施
		町	○給食事業についての調査・研究
		町	○食育の推進
		町	○アレルギー対応食の調査・研究
		町	○地場産農産物の使用推進

(3) 教育研究所

【現況と課題】

本町では、町内の公立3幼稚園、4小学校、2中学校より選出された18名の研究員が、「幼児教育研究班」「校内研修推進班」「課題追究研究班」「小学校英語活動研究班」の4研究班を編成し、研究を進めています。町の教育研究の要として、当面する教育課題解決を図るため、教育に関する専門的・技術的事項についての調査研究と、教職員の教育指導に関する基礎的・専門的な知識・技能の習得、指導力の向上などに関する研究を実施しています。

教育改革や社会変化の激しい現在、その変化に対応する教育を進めていくために職員体制を一層充実する必要があります。

【基本方針】

□教育研究所機能の強化に向けて、担当職員の充実、教育情報の収集、資料の整備と提供体制の整備などに努め、教職員の資質の向上と学校教育の活性化を図ります。

【施策の方向性】

1 教育研究所の充実

(1) 教育指導の充実

- ◇現在ある研究所の活動を一層充実させ、教職員の資質の向上を図ります。
- ◇職員体制の充実を図ります。

(2) 教育相談業務と適応指導教室の充実

- ◇保護者、地域住民、児童・生徒、教職員が、面接相談、電話相談を行えるよう、相談員の増員を含めたより充実した支援体制づくりに努めます。
- ◇適応指導教室において、不登校児童・生徒に対してきめ細かな指導を継続的に行うため、指導員の増員を含めた指導体制の充実を図ります。

(3) 資料の整備・充実

- ◇小学校社会科副読本の定期的な改訂を行います。
- ◇教育図書、研究紀要などの整備を推進します。

(4) 施設・設備の整備・充実

- ◇研究所専用施設の増設、備品などの充実を図ります。

2 高等教育機関の誘致検討

- ◇教育の質をさらに高めることなどを目的として、大学や高等学校などの高等教育機関の誘致を検討します。

【施策一覧】

施策名		実施主体	主な内容・計画・事業等
教育研究 所の充実	教育指導の充実	町	○職員体制の充実
	教育相談業務と 適応指導教室の 充実	町 町	○面接相談、電話相談、学校訪問相談の実施 ○教育相談員、適応指導教室指導員の増員
	資料の整備・充 実	町	○小学校社会科副読本の定期的改訂
	施設・設備の整 備・充実	町	○研究所専用施設の増設
高等教育機関の誘致検討		町	○高等教育機関に関する研究と誘致活動の展開

(4) 環境整備

【現況と課題】

本町では、小・中学校の耐震診断と、その結果に基づく耐震化工事を計画的に進めていますが、それ以外の施設でも、老朽化が進行しています。最も新しい校舎でも建築後20年が経過し、大規模な改修または改築が必要な状態にあります。これらの改善が急務ですが、それ以外にも、地球環境保護など、さまざまな社会的な見地から施設整備を進める必要があります。

安全面からは、耐震性の向上に加えて、近年社会問題となっている犯罪から幼児・児童・生徒を守る防犯の観点、アスベストや環境ホルモンなどの有害物質への対策を講じる環境対策の観点などが重要です。

障害をもった幼児・児童・生徒の通園・通学の増加を踏まえ、地域に開かれた施設となるように、ユニバーサル・デザインの考え方に基づいた施設の改善が課題となります。

【基本方針】

□構造面での強化、快適性の向上とともに、防犯・環境対策、地域への開放などを総合的に考慮して、教育施設の改善を推進します。

【施策の方向性】

1 施設の耐震化と老朽化対策

- ◇耐震診断の結果、耐震補強などが必要な施設に関する耐震工事を継続し、未実施の施設について耐震診断を実施します。
- ◇老朽化が著しい施設から、順次改修を実施し、環境に配慮した改築を検討します。
- ◇校庭（園庭）や植栽など、建物以外の部分も含めた整備の推進と定期的メンテナンスを実施します。

2 安全性や快適性の向上

- ◇防犯面では、インターフォンの設置、避難誘導訓練などを実施していますが、さらなる安全強化策を検討・実施します。
- ◇段差の解消、エレベーターの設置など、施設のユニバーサル・デザインの考え方に基づいた施設整備を推進します。
- ◇空調設備の設置や備品の更新など、幼児・児童・生徒の快適な学習環境の整備を推進します。

3 小・中学校での取り組み

- ◇パソコンの配置や通信環境の充実など、さらなる情報通信基盤環境の整備を推進します。
- ◇地域への開放を考慮して、家庭科室・理科室・工作室など、地域開放が想定される施設の改善と設備・備品の充実を推進します。
- ◇教室や廊下のレイアウト変更が可能な施設の整備など、改修・改築時に多様な配慮を行います。

4 幼稚園での取り組み

- ◇3・4・5歳児がともに自由に遊ぶことができるような「多目的ホール」などの設置を推進します。

◇(仮称)総合施設を視野に入れつつ施設・設備などの整備を図ります。

◇幼児の発達段階に応じて適切な遊具の設置・更新を行い、安全点検を実施します。

【施策一覧】

施策名	実施主体	主な内容・計画・事業等
施設の耐震化と老朽化対策	町 町 町	○耐震化工事の実施 ○老朽化が著しい施設からの改修・改築工事の実施 ○校庭等の改修・維持補修
安全性や快適性の向上	町 町 町	○防犯対策の検討、推進 ○施設のユニバーサル・デザイン化の推進 ○学習環境設備や備品の整備
小・中学校での取り組み	町 町 町	○パソコンの配置と通信環境のさらなる改善 ○家庭科室・理科室・工作室等の地域への開放を考慮した改善と設備・備品の充実 ○多様な配慮に基づく施設の整備
幼稚園での取り組み	町 町 町	○多目的ホールの設置推進 ○(仮称)総合施設を視野に入れた施設・設備等の整備 ○遊具の充実・更新

5-3 社会教育の振興

(1) 社会教育

【現況と課題】

本町では、これまで社会教育が町づくりに果たす役割を重視して施設の整備や団体・指導者の育成、専門職員の育成・確保に努めてきました。その結果、社会教育施設を拠点に各種の活動が活発に展開され、県内でも先進地と称されるほどの実績を挙げています。

町内で活動する文化・スポーツ団体は300団体を超えています。2009年度(平成21年度)の町立図書館の利用者数は年間約20万人で、県内トップの利用率を誇っています。これは町の規模を考えると大きな実績です。

しかしその反面、次のような課題があります。

○住民を取り巻く社会情勢に基づいた、今日的な課題に対応した事業展開をしているか(教育的な事業の実施)

○住民の自主的な活動を促進するための、よりよい支援ができているか(組織化・自主運営の支援)

○住民の生涯学習への関心が高まる中、個人学習・自己学習への支援ができているか(個人学習・自己学習への支援)

○住民の活動を支援するための施設整備がされているか(施設整備)

○社会教育施設はもちろん、学校や地域の公共施設・機関、担当者間で連携が図れているか(連携・協働)

○住民の社会教育活動を支援できるよう、適切な職員の配置、職員の資質向上のための取り組みが行われているか(職員体制・職員の資質向上)

○こうした社会教育事業の内容について、費用対効果も含め、だれでも知ることができるようになっているか(事業評価・情報公開・情報の共有)

今後はこれらの事に重点を置いて、社会教育を推進することが重要な課題となります。

【基本方針】

□地域の教育力の向上を目指し、住民各層の課題に応じた事業を実施して社会教育の充実強化に努めます。

□社会教育施設を核として学校や各種団体との相互連携を強化し、住民が主体となった地域全体での社会教育の振興、職員体制の充実、社会教育活動の拠点となる施設の整備・改善を進めます。

【施策の方向性】

1 住民の課題に即した事業の実施

◇地域の教育力向上を目指した事業、住民各層・各世代の課題に根差した事業、住民の暮らしを豊かにする事業を推進します。

2 自主的な社会教育活動の促進

◇住民の自主的な活動機会の提供に努めます。

◇社会教育指導者を育成・活用します。

◇自主的な団体・サークルの活動支援を行うとともに、新しい組織化に対応した助言・指導などを実施します。

3 地域の施設・機関との連携

- ◇社会教育施設を核とした地域連携を推進します。
- ◇地域の各種施設・機関・団体間の連携を促進します。
- ◇地域集会施設での社会教育活動を推進します。

4 社会教育職員体制の充実

- ◇社会教育施設への適切な職員配置を図ります。特に、社会教育専門職員（社会教育主事、司書、学芸員）の養成・確保を図ります。
- ◇社会教育職員相互の連携を図るシステムの確立を図ります。
- ◇社会教育職員の資質向上のための研修機会の拡充を図ります。

5 社会教育拠点施設の整備

- ◇町の社会教育活動の拠点となる、ホールを有する中央公民館や邑楽町公民館の整備について検討・推進します。
- ◇図書館資料収蔵庫の建設を推進します。
- ◇社会教育施設を効率的に管理・運営します。
- ◇邑楽町公民館・長柄公民館・勤労青少年ホーム・町立図書館の計画的な補修と改修を行います。

【施策一覧】

施策名	実施主体	主な内容・計画・事業等
住民の課題に即した事業の実施	町 町 町	○地域の教育力向上を目指した事業の推進 ○住民各層・各世代の課題に根差した事業の推進 ○住民の暮らしを豊かにする事業の推進
自主的な社会教育活動の促進	町 町 町・行政区	○住民の自主的な活動機会の提供 ○社会教育指導者の育成・活用 ○自主的な団体・サークルの活動支援と組織化に向けた助言・指導
地域の施設・機関との連携	町 町 町	○社会教育施設を核とした地域連携の推進 ○地域の各種施設・機関・団体の連携の促進 ○地域集会施設での社会教育活動の推進
社会教育職員体制の充実	町 町 町	○社会教育施設への適切な職員配置と専門職員（社会教育主事、司書、学芸員）の養成・確保 ○社会教育職員相互の連携を図るシステムの確立 ○社会教育職員の資質向上のための研修機会の拡充
社会教育拠点施設の整備	町 町 町 町	○社会教育活動の拠点となる中央公民館や邑楽町公民館の整備について検討・推進 ○図書館資料収蔵庫の建設推進 ○社会教育施設の効率的な管理・運営と計画的な補修・改修 ○邑楽町公民館、長柄公民館、勤労青少年ホーム、町立図書館の計画的な補修と改修

(2) 社会体育

【現況と課題】

少子・高齢化による子どもの数の減少と高齢者数の増加は、本町における社会体育にも影響しています。スポーツ少年団の活動において団員の減少がみられるほか、社会人においてもクラブ全体に高齢化が進んでおり、若年層の入会率が低くなっています。また、ニュースポーツは高齢者の健康志向の高まりにより、愛好者が増加の傾向にあります。

こうした中、体育とスポーツの振興のための施策推進が必要となります。

また、競技内容や種目の増加により、体育施設の利用が年々多様化の傾向にあるため、住民の要望に的確に対応した社会体育施設の整備や施策の推進が課題となります。

【基本方針】

- 住民が生涯にわたって体育やスポーツを続けることができるよう、総合的観点から支援を行います。
- 住民の健康づくりのためのスポーツを振興します。
- スポーツ振興のための基盤づくり、自主的なスポーツ活動の支援、社会体育施設の充実、スポーツ指導体制の充実などを推進します。
- 生涯スポーツの観点に立ち、社会体育の充実強化、住民の自主的なスポーツ振興への取り組みの支援、スポーツ施設や指導体制の充実に努めます。

【施策の方向性】

1 生涯スポーツ振興の基盤づくり

- ◇住民各層・各世代に対応したスポーツ事業を推進することで、スポーツ教育やスポーツ少年団の育成を図ります。
- ◇町民体育祭や町内対抗競技大会など、住民総参加のスポーツ事業を推進します。
- ◇健康づくりのためのスポーツ事業を推進します。
- ◇体育功労者・競技優秀者の顕彰を実施します。
- ◇学校・スポーツ少年団など各種機関との連携を推進します。
- ◇総合型地域スポーツクラブ結成に向けた調査・研究を実施します。

2 自主的なスポーツ活動の支援

- ◇住民主体のスポーツ振興事業を支援します。
- ◇体育協会未加盟競技団体の協会設立、自主的な大会の開催など、各種の競技種目の振興のための事業を支援します。

3 社会体育施設の充実

- ◇町の社会体育施設の拠点となる、町民体育館・武道館の整備について検討・推進します。
- ◇温水プール、卓球場、レスリング場などを備えた総合運動施設の建設を推進します。
- ◇社会体育施設の効率的な管理・運営を行います。
- ◇町民体育館駐車場や夜間照明施設などの社会体育施設の計画的な改修を行います。

4 スポーツ指導体制の充実

- ◇各種のスポーツ指導者を育成・活用します。
- ◇競技優秀者の育成・支援を行います。
- ◇「スポーツ指導者バンク」の創設と活用を図ります。
- ◇審判講習などスポーツ指導者の資質向上のための事業を推進します。
- ◇各種スポーツ団体・機関の間の連携を推進します。

【施策一覧】

施策名	実施主体	主な内容・計画・事業等
生涯スポーツ振興の基盤づくり	町	○住民各層・各世代に対応したスポーツ事業の推進
	町	○住民総参加のスポーツ事業の推進
	町	○健康づくりスポーツ事業の推進
	町	○体育功労者・競技優秀者の顕彰
	町	○学校・スポーツ少年団等の各種機関との連携推進
	町	○総合型地域スポーツクラブ結成に向けた調査・研究
自主的なスポーツ活動の支援	町	○住民主体のスポーツ振興事業の支援
	町	○体育協会未加盟競技団体の協会設立の支援
	町	○各種の競技種目の振興のための事業の支援
社会体育施設の充実	町	○町民体育館・武道館の整備について検討・推進
	町	○総合運動施設（温水プール・卓球場・レスリング場等）の建設推進
	町	○社会体育施設の効率的な管理・運営
	町	○社会体育施設（町民体育館駐車場・夜間照明施設等）の計画的改修
スポーツ指導体制の充実	町	○各種スポーツ指導者の育成・活用
	町	○競技優秀者の育成支援
	町	○スポーツ指導者バンクの創設・活用
	町	○指導者の資質向上のための事業の推進
	町	○各種スポーツ団体・機関の連携の推進

5-4 薫り高く個性的な文化の町づくり

(1) 文化財保護

【現況と課題】

自然環境に恵まれていた本町には、先史時代から人々が暮らし、現代に至るまで、多くの人たちがこの町で文化を育んできました。こうした人々の生きた証として、また人々の暮らしを支えてきた証として、町には有形無形の貴重な文化財が数多く伝えられています。町の歴史を伝える遺跡も町内には数多く存在し、文化財保護法に基づいて随時試掘が行われ、必要に応じて大規模な発掘が行われています。発掘された遺跡からは、矢じりや土器など貴重な埋蔵文化財なども採集されています。

しかし、こうした貴重な文化財も、現在は適切に保管・管理する場所がありません。住民の皆さんから、自宅の文化財を町に寄贈したいという申し出もありますが、こうした事情から現状では町が責任を持って管理できる状況にはありません。

こうした中、貴重な文化財を保護・保存・活用できる施設などを整備することが緊急の課題となります。また、天然記念物や埋蔵文化財に限らず、平地林や近代化遺産、さらには生活文化など、幅広く文化財を保護・保存して後世に伝えるために、こうした文化財を活用した住民への啓発も課題となります。

文化財指定状況（2010年3月現在）

区 分	国	県	町	計
重要文化財			16	16
重要民俗文化財			2	2
史跡			2	2
天然記念物	1	2	7	10
計	1	2	27	30

国指定天然記念物（1件） 永明寺のキンモクセイ

県指定天然記念物（2件） 神光寺の大力ヤ、高島小学校のトウグミ

町指定重要文化財（16件） 神谷家文書、ハテレン出土品、光明寺付近出土板碑、行人塚出土遺物（錫杖・古銭）、享保二十一年銘行人百年忌板碑、志土之碑、大雲文龍「水色幽玄」の書跡、慶徳寺山門、中世灰釉陶器瓶、十三坊塚北口の庚申塔、縄文時代の石皿、弥生式土器、松本23号古墳出土銀象嵌大刀、中世陶器の壺と古銭、脇差鶉古城打、長柄神社本殿附安永八年棟札

町指定重要民俗文化財（2件） 中野紺一式（有形）、長柄神社の里神楽（無形）

町指定史跡（2件） 鶉古城、松本古墳群

町指定天然記念物（7件） 長柄神社の桜「エドヒガン」、五位堂のシラカシ、恩林寺のケヤキ、恩林寺のイチヨウ、中野小学校のマツ、アリマシノ（種の保存）、中野沼と水生動植物群

（資料：生涯学習課）

【基本方針】

- 先人の残した有形無形の貴重な文化財や文化を後世に伝えるため、文化財の保全・保護を図ります。
- 文化財を各種の事業で活用しながら、住民の文化財に対する理解を深める取り組みを行います。
- 文化財保護活動の拠点となる施設の整備を進めます。

【施策の方向性】

1 文化財の保護・保存

- ◇文化的価値の高い史跡・文物などの文化財指定を検討します。
- ◇文化財の発掘・調査事業を推進します。
- ◇近代化遺産など既存の歴史的建造物の保存と移築に努めます。
- ◇既存の文化財の適切な管理を徹底します。

2 文化財の活用と啓発

- ◇学校教育・社会教育において文化財を活用します。
- ◇住民に対して文化財保護の重要性に関する啓発活動を推進します。
- ◇文化財に関する情報を提供し意識を啓発するための拠点となる「歴史民俗資料館（仮称）」の建設を推進します。

3 伝統文化・生活文化の継承

- ◇中野絋をはじめとする地域の伝統文化や伝統芸能を保全・伝承・周知するための取り組みを推進します。
- ◇その他の生活文化全般について、その伝承のための取り組みを推進します。

【施策一覧】

施策名	実施主体	主な内容・計画・事業等
文化財の保護・保存	町 町 町 町	○文化財の指定 ○文化財の発掘・調査 ○既存の歴史的建造物の保存・移築 ○既存の文化財の適切な管理
文化財の活用と啓発	町 町 町	○学校教育・社会教育での文化財の活用 ○住民への文化財保護思想の啓発 ○歴史民俗資料館（仮称）の建設推進
伝統文化・生活文化の継承	町 町	○中野絋・長柄神社の里神楽等の伝統文化や伝統芸能の保全・伝承・周知のための取り組みの推進 ○生活文化の伝承のための取り組みの推進

(2) 芸術文化振興

【現況と課題】

本町では、社会教育施設などを拠点に、住民による多彩な芸術文化活動が行われています。郷土芸能や音楽をはじめ、絵画、写真、舞踊など自主的な活動も活発です。

しかし、町には現在文化ホールや展示施設がなく、芸術文化活動をより発展させていく上での大きな課題となっています。また、プロの芸術家の作品展示や、音楽家の発表会などの開催が、既存の施設では対応できないことから、町内で優れた芸術文化に接することが難しい状況にあります。

こうした状況から、可能な限り早期に文化活動の拠点となる施設を整備することが必要であり、それまでの間も住民が優れた芸術文化に接する機会の拡充が必要となります。また、既存の活動だけではなく、本町ならではの、個性に基づく新たな文化の創造への取り組みも必要です。文化活動は、住民の自主的な取り組みとして自由に行われることで発展していくものであることから、町として住民の自主的な取り組みを積極的に支援することが課題となります。

【基本方針】

□優れた芸術文化に接する機会の拡充に努めます。

□住民の自主的な文化振興への取り組みを支援し、新たな文化創造への取り組みに努めます。

【施策の方向性】

1 芸術文化活動の推進

◇優れた芸術文化に接する機会の拡充のため、イベントの開催、芸術文化関連情報の提供などを推進します。

◇住民による芸術文化活動への支援を推進します。また、団体・サークルなどによる自主的な文化活動への支援や活動分野別の連合体による自主的な文化活動への支援、町の文化団体を総括する機関による自主的な文化活動への支援などを総合的に推進します。

◇既存のお祭りや文化的なイベントの活性化を支援します。

2 文化活動の拠点となる施設の整備

◇町や地域の文化活動の拠点となる、ホールを有する中央公民館や邑楽町公民館の整備について検討・推進します。

3 新たな文化創造への取り組み

◇町の個性を生かした文化創造のため、さまざまな芸術文化活動の支援や文化的イベントの開催などの取り組みを推進します。

◇国内各地や海外との交流事業を推進します。

【施策一覧】

施策名	実施主体	主な内容・計画・事業等
芸術文化活動の推進	町 町 町	○芸術文化関連のイベント開催や情報提供 ○住民による芸術文化活動を支援 ○既存のお祭りや文化的イベントの支援
文化活動の拠点となる施設の整備	町	○文化活動の拠点となる中央公民館や邑楽町公民館の整備について検討・推進
新たな文化創造への取り組み	町 町	○芸術文化活動の支援やイベントの開催等による新たな文化創造の支援 ○国内各地や海外との文化交流事業の推進